

国際司法共助 Q & A

※ 国際司法共助に関する執務の参考とするために一問一答方式で作成したものです。

回答につき、解釈にわたるものについては、民事局で国際司法共助事務を担当している係の意見を参考に供するものにすぎません。

第1 総論

1 国際司法共助とは？

2-1 我が国と諸外国との間の国家間の合意

2-2 多国間条約

2-3 二国間条約

2-4 二国間司法共助取決め

2-5 条約や二国間司法共助の取決め等がない国に送達する場合

3 我が国の法律や規則等

4 我が国から外国へ送達を依頼（嘱託）する方法

5 外国において証拠調べを行う方法

6 外国から我が国に送達を依頼する方法

7 外国からの我が国の裁判所に対して証拠調べを依頼する方法

8 最高裁判所の国際司法共助事務の担当係

第2 各論

（嘱託編）

1 領事送達の特徴

2-1 嘱託書の受送達者の氏名欄の記載

2-2 嘱託書の受送達者の国籍欄の記載

2-3 嘱託書の受送達者の住所欄の記載

3 中央当局送達の特徴

4 中央当局送達での要請書の受送達者の名前・住所表示

5 中央当局送達の場合、送達すべき文書及びその訳文

6 中央当局送達において、最高裁判所から嘱託する国の中央当局への書留航空郵便切手代の添付

7 中央当局送達で、送達すべき文書に訳文を添付しない場合

8 管轄裁判所送達の特徴

- 9 外国送達に要する期間
- 10 嘱託書や送達すべき文書に添付する訳文の作成者
- 11 アメリカ合衆国への訴状等の送達
- 12 アメリカ合衆国への送達で、受送達者の住所の郡（COUNTY）表示の必要性
- 13 フランス共和国への訴状等の送達
- 14 ブラジル連邦共和国への訴状等の送達
- 15 判決正本の送達年月日及び確定日
- 16 民事訴訟法 110 条 1 項 4 号の「外国の管轄官庁に嘱託を発した日」の確認方法
- 17 中華民国（台湾）、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）への送達
- 18 嘱託をした外国から直接裁判官宛に送達結果が送られてきたとき
- 19 嘱託しようとする国について先例がない場合
- 20 証人が外国に所在する場合
- 21 戸籍の附票では住所が分からない場合の住所の調査方法
（受託編）
 - 1 外国から訴状等の送達要請の根拠等
 - 2 中央当局送達と管轄裁判所送達との違い
 - 3 中央当局送達と管轄裁判所送達の送達方法の違い
 - 4 中央当局送達の場合、送達要請権者
 - 5 中央当局送達の場合、送達すべき文書の確認方法
 - 6 中央当局送達の場合、「文書の要領」に訳文がない理由
 - 7 中央当局送達の a 送達（国内法による方法）の送達方法
 - 8 中央当局送達の b 送達（特別の方法）の送達方法
 - 9 中央当局送達の任意交付の方法
 - 10-1 特別送達した結果、受送達者不在の場合の処理
 - 10-2 休日送達まで行う必要はあるか。
 - 10-3 付郵便送達まで行う場合はあるか。
 - 11 受送達者の住所が就業場所送達の要請
 - 12 受送達者が会社の場合の処理方法等
 - 13 中央当局送達の場合、証明書の作成方法
 - 14 アメリカ合衆国からの送達要請
 - 15 フランス共和国からの送達要請
 - 16 ブラジル連邦共和国からの送達要請

18 外国の司法当局から、送達依頼文書が地方裁判所に直送されてきた場合の処理

第3 証拠調べ編

- 1 我が国から外国に証拠調べを要請する場合（①領事証拠調べ、②指定当局証拠調べ、③民訴条約に基づく外交上の経路による証拠調べ、④管轄裁判所証拠調べ）の特徴
- 2 外国からの我が国の裁判所への証拠調べの嘱託（①指定当局証拠調べ、②管轄裁判所証拠調べ）の区別
- 3 外国から証拠調べを受けた場合、外国訴訟での代理人弁護士（我が国の弁護士資格はない）の立会い
- 4 外国から証拠調べを受けた場合、証人尋問の期日の決定
- 5 証拠調べに要した費用の嘱託当局への償還
- 6 外国の官庁等への調査嘱託
- 7 在日大使館への調査嘱託

第4 外交関係等

- 1-1 被告が外国となっている場合
- 1-2 外国国家に送達する方法
- 1-3 外国国家に対する欠席判決
- 2-1 外交官ナンバーの自動車の交通事故
- 2-2 被告が裁判権の免除を享有する外交官である場合
- 2-3 被告の就業場所が在日の外国大使館である場合の送達方法
- 3 ロシア連邦船籍の船舶を仮差押えする場合の処理方法

第1 総論

Q 1 国際司法共助とは何ですか。

A 外国において、訴状等の送達や証拠調べを実施するためには、国家間の合意に基づいて、相手国の機関の協力を得る必要がありますが、このように、ある国における裁判手続のため、他国の機関が協力する活動のことを「国際司法共助」と呼んでいます。
なお、民事事件では、裁判上の文書の送達と証拠調べがその中心となります。

Q 2-1 外国に居住している者に送達又は証拠調べを行う場合、我が国はその国との間に国家間の合意が必要とのことですが、具体的にどのようなものがあるのですか。

A 国家間の合意としては、多数国間で締結する「多国間条約」、我が国と相手国との間での「二国間条約」、二国間で包括的に司法共助の取決めをする「二国間司法共助取決め」及び公文の交換、口上書のやり取りで行う「個別の応諾」があります。
現在、具体的に我が国が諸外国との間でどのような合意をしているかは、「国の一覧表」のとおりです。

Q 2-2 国際司法共助に関する多国間条約には、どのような条約がありますか。

A 我が国が締約国となっている主要なものとしては、民訴条約及び送達条約があります。

Q 2-3 国際司法共助に関する二国間条約には、どのような条約がありますか。

A 我が国が一方の当事国となっている二国間条約としては、日米領事条約及び日英領事条約があります。

Q 2-4 我が国はどのような国と二国間司法共助取決めをしているのですか。

A 二国間司法共助取決めとは、前記2-2又は2-3の条約ではなく、我が国との間に司法共助の取決めをしている場合であり、ブラジル連邦共和国、タイ王国、クウェート国等があります。
なお、詳しくは、「国際民事事件手続ハンドブック」を参照してください。

Q 2-5 条約や二国間司法共助取決め等がない国に対して送達する場合は、どうするのですか。

A 条約や二国間司法共助取決めのような包括的な合意がなくても、外交上の交渉によって、当該事件に関して合意ができ、それに基づいて送達又は証拠調べが実施されること

があります。このような合意が「個別の応諾」と呼ばれています。現在、この方法で司法共助が行われている国としては、シンガポール共和国等があります。

Q 3 外国に送達を行ったり、証拠調べを行う場合、我が国の法律や規則等には、どのようなものがあるのですか。

A 民訴条約及び送達条約の実施に伴って、民事訴訟法の特例として制定されたものとして、「特例法」があり、特例法の委任に基づく最高裁判所規則として、「特例規則」があります。

また、二国間司法共助取決め又は個別の応諾に基づいて我が国が共助を行う根拠としては、「共助法」があります。

なお、民訴条約及び送達条約の批准並びに特例法及び特例規則の施行による送達の嘱託及び個別の応諾等に基づく管轄裁判所送達等の嘱託等の具体的な手続を定めた通達として、「通達」があります（略語表参照）。

Q 4 我が国から外国へ送達を依頼（嘱託）する方法は、どのようなものがあるのですか。

A 次の5つの方法があります。

① 領事送達

送達条約、民訴条約、二国間条約、二国間司法共助取決め又は個別の応諾に基づき、外国に駐在する我が国の外交官又は領事官に嘱託して送達を行う方法で、主要な国としては、アメリカ合衆国、英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、カナダ、オーストラリア連邦が挙げられます。

② 中央当局送達

送達条約に基づき、外国の中央当局に対して要請し、送達を行う方法で、主要な国としては、大韓民国、フランス共和国、中華人民共和国、英国、カナダ、アメリカ合衆国が挙げられます。

③ 指定当局送達

民訴条約に基づき、外国の指定当局に対して要請し、送達を行う方法です。

④ 民訴条約に基づく外交上の経路による送達

民訴条約に基づき、外交上の経路、すなわち、外国に駐在する我が国の大使から外国の外務省に要請して、送達を行う方法です。

⑤ 管轄裁判所送達

二国間司法共助取決め又は個別の応諾に基づき、外国の裁判所に嘱託して送達を行う方法で、主要な国としては、ブラジル連邦共和国が挙げられます。

Q 5 外国において証拠調べを行う方法は、どのようなものがあるのですか。

A 次の4つの方法があります。

① 領事証拠調べ

民訴条約、日米領事条約、日英領事条約又は個別の応諾に基づき、外国に駐在する我が国の外交官又は領事官に囑託して証拠調べを行う方法です。

② 指定当局証拠調べ

民訴条約に基づき、外国の指定当局に囑託して証拠調べを行う方法です。

③ 外交上の経路による証拠調べ

民訴条約に基づき、外国に駐在する我が国の大使から当該外国の外務省に囑託して証拠調べを行う方法です。

④ 管轄裁判所証拠調べ

二国間司法共助取決め又は個別の応諾に基づき、外国の裁判所に囑託して証拠調べを行う方法です。

Q 6 外国から我が国に送達を依頼する方法としては、どのようなものがあるのですか。

A 次の3つの方法があります。

① 中央当局送達

送達条約に基づき、我が国の中央当局である外務大臣に対して送達を要請してくる方法で、主要な国としては、アメリカ合衆国、フランス共和国、大韓民国、中華人民共和国、英国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、カナダ、スイス連邦、ベルギー王国が挙げられます。

② 指定当局送達

民訴条約に基づき、我が国の指定当局である外務大臣に対して送達を要請してくる方法で、主要な国としては、オーストリア共和国が挙げられます。

③ 管轄裁判所送達

二国間司法共助取決め又は個別の応諾に基づき、我が国の裁判所に対して送達を囑託してくる方法で、主要な国としては、ブラジル連邦共和国が挙げられます。
(他に我が国に駐在している外国の領事官に対する送達の方法もありますが、我が国の裁判所に対して囑託される方法ではありません。)

Q 7 外国からの我が国の裁判所に対して証拠調べを依頼する方法としては、どのようなものがあるのですか。

A 次の2つの方法があります。

① 指定当局証拠調べ

民訴条約に基づき、我が国の指定当局である外務大臣を経由して我が国の裁判所に対して証拠調べを囑託してくる方法です。

② 管轄裁判所証拠調べ

二国間司法共助取決め又は個別の応諾に基づき、我が国の裁判所に対して証拠調べを囑託してくる方法です。

(他に領事証拠調べがありますが、我が国の裁判所に対して囑託される方法ではありません。)

- A ①外国への嘱託について、行政事件、労働及び知的財産権関係民事事件を除く民事事件は民事局第二課渉外民事係が、行政事件、労働及び知的財産権関係民事事件は行政局第一課企画係が、家事関係事件は家庭局第二課家事法規・事件係が、担当係になります。
- ②外国からの受託については、すべて民事局第二課渉外民事係が担当係になります。

第2 各論

(嘱託編)

Q 1 領事送達の特徴は何ですか。

A 一般的に、他の送達方法（中央当局送達及び管轄裁判所送達等）と比べて、より早く確実に送達できるといわれていますし、しかも、受送達者が日本語を解することが明らかな場合には送達すべき文書に訳文を添付する必要もありません。しかし、この送達方法によった場合、受送達者は受領を拒否することができますので、そのおそれがある場合には、他の送達方法を選択する必要があります。

Q 2-1 領事送達の嘱託書の受送達者の氏名欄は、なぜ日本人の場合、ローマ字を付記しなければならないのでしょうか。

A 領事送達で郵便を発送する場合、その国の文字で発送をするので、日本語だけでは読み方がわからず、郵便を出すことができないからです。

Q 2-2 領事送達の嘱託書の受送達者の国籍欄は、「不明」でもよいのでしょうか。

A 領事送達が日本人の場合のみである国では、不明だと、領事送達が可能であるのかどうかかわからないので、「不明」のまま嘱託をすることができません。領事送達が日本人であると外国人であるとかかわらず可能である場合、「不明」とすることに特段の支障はありません。

Q 2-3 嘱託書の受送達者の住所欄は、日本語で記載してもよいのでしょうか。

A 送達嘱託をする国（相手国）の公用語で記載することになります。なお、アルファベット表記でも差し支えない場合もありますので、疑義がある場合は最高裁判所の国際司法共助事務の担当係にお問い合わせください。ただし、管轄裁判所送達の場合（ブラジル連邦共和国を除きます。）には、嘱託書にも必ず訳文が添付されます（つまり、訳文に嘱託する国の公用語での住所記載があります。）ので、日本語で記載して構いません。

Q 3 中央当局送達の特徴は何ですか。

A 送達条約に締約している国に対して行う送達方法で、外務省を通さず、直接送達要請する国の中央当局に送達要請することができます。また、要請書、証明書及び文書の要領は、それぞれ統一用紙があるなど、民訴条約に基づき送達を嘱託する場合と比べて簡便ですが、送達すべき文書及びその訳文（受送達者が日本人であっても訳文が必要とな

ります。)は2通作成する必要があります。

Q 4 中央当局送達での要請書 (REQUEST) の受送達者の名前及び住所は、英語でもよいでしょうか。

A 受託国の言語 (公用語)、フランス語又は英語のいずれかで記載することとなっていますので (送達条約7条2項、通達第1の1の (2) のア)、英語でも条約上は差し支えないこととなりますが、英語が公用語でない国については、送達手続を実施する機関の便宜のために、できるだけ受託国の公用語で記載する方が望ましいでしょう。

Q 5 中央当局送達の場合、要請書、証明書、文書の要領並びに送達すべき文書及びその訳文が各2通必要ですが (最高裁判所の控えは除きます。)、そのうちの1通は写しでよいのでしょうか。

A 1通が写しで提出された場合、写しの方を送達されてしまい、送達の効力に疑義が生じるおそれがあります。なお、通常、送達をしない1通は、送達が奏功した場合でも、これと同じものを送達したという趣旨で中央当局等から返却されます。

Q 6 中央当局送達において、最高裁判所から囑託する国の中央当局への書留航空郵便切手代は、幾ら添付すべきでしょうか。

A 送達すべき文書等の重さにもよりますが、(1件につき)通常1,500円です。
(参考組合せ 500円切手1枚, 100円切手8枚, 50円切手2枚, 20円切手4枚, 10円切手2枚)。なお、重量が重い場合 (250グラムを超えるアフリカ、南米宛の場合や500グラムを超える場合) や1件で複数名に送達をする場合は、事前に、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係にご相談ください。

おって、余った郵便切手は、通常、送達実施後、送達証明書とともに返送されます。民事局では、中央当局への発送後6か月経過しても中央当局から送達証明書の送付がない場合、郵便切手を先に返還しています。

Q 7 中央当局送達で、送達すべき文書に訳文を添付しないと、どうなるのでしょうか。

A 送達すべき文書に訳文を添付せずに要請した場合には、送達の実施を拒否されたり、任意交付の方法 (我が国の場合におけるこの方法は特例規則4条に詳しく記載されています。) を採られる可能性が大きいと思われます。

Q 8 管轄裁判所送達の特徴は何ですか。

A 一般的には、領事送達や中央当局送達と比べて、送達実施に時間を要する場合が多く、囑託書及び送達すべき文書には常に訳文 (ブラジル連邦共和国を除きます。) が必要で、しかも、送達に要した費用は原則として請求されます (2万円程度は予納する必

要がありますが、実際には請求されない場合もあります。）。

なお、受託国の裁判所の控えとして、嘱託書及び送達すべき文書並びにそれらの訳文の写しが必要です。

Q 9 呼出状の期日を指定するときには、送達に要する期間を考慮する必要がありますが、外国に送達する場合、どのくらい期間がかかるのでしょうか。

A 国によっても、送達方法によっても違いますし、同じ国に対して同じ方法で送達する場合でも違うことがあります。

過去の事件で最高裁判所から外務省等に発出してから、送達実施後、最高裁判所から嘱託庁に送付するまでに要した期間を平均すると、アメリカ合衆国の領事送達は3か月、中央当局送達は5か月、フランス共和国の領事送達は4か月、中央当局送達は7か月、ブラジル連邦共和国は管轄裁判所送達のみで14か月程度かかっています。さらに、各庁内及び最高裁判所における決裁に要する期間等が加わるため、期日を指定する際には、本マニュアルの各国別の各送達方法による期間欄に記載されている期間に加えて、前記決裁に要する期間等を考慮する必要があります。

Q 10 嘱託書や送達すべき文書に訳文を添付する場合、訳文は誰が作成するのでしょうか。

A 当事者が提出する訴状や準備書面などは、当事者がその訳文を作成することになりますが、当事者が適切な翻訳人を見い出せない場合や裁判所が作成する文書（嘱託書、呼出状及び判決書等）は、裁判所が翻訳人に依頼して作成することになります。

なお、裁判所が翻訳人に依頼して翻訳させる場合の翻訳料は、当事者が予納することとなります。

Q 11 被告がアメリカ合衆国に居住しているのですが、訴状等の送達はどうすればよいのでしょうか。

A 原則として、送達方法は、「領事送達」です。アメリカ合衆国の場合は、被告（受送達者）が日本人でも外国人でも行うことができます。また、領事送達ですので、受送達者が日本語を解することが明らかであれば、訳文は必要ありません。ただ、この領事送達の方法によった場合は、被告（相手方）が受領を拒否することができますので、そのおそれがある場合は、「中央当局送達」を行う必要があります。

なお、この中央当局送達の方法では、受送達者が日本語を解する場合でも、送達すべき文書には訳文の添付が必要となります。

Q 12 アメリカ合衆国カリフォルニア州及びコネチカット州に対する領事送達では、受送達者の住所は郡（county）表示まで必要なのですか。

A カリフォルニア州及びコネチカット州への送達の場合には、郡表示がないと、管轄違

いの領事館に送付されるおそれがあり、いったん返送された後に再度送達され、時間がかかる場合があります。そのような事態をさけるために郡表示をすることが望ましいです。また、「カリフォルニア州管轄総領事検索」を活用するなどして、間違いのないようにしてください。

Q 13 被告がフランス共和国に居住しているのですが、訴状等の送達はどうすればよいのでしょうか。

A 被告（受送達者）が日本人であれば原則として「領事送達」、外国人であれば「中央当局送達」です。これは、フランス共和国の場合、領事送達は当該嘱託国の国民（日本からフランスに対する送達の嘱託の場合日本人）以外の者に対する送達を拒否しているため、日本人に対してのみしか行うことができないからです。

Q 14 被告がブラジル連邦共和国に居住しているのですが、訴状等の送達はどうすればよいのでしょうか。

A 送達方法は、「管轄裁判所送達」の方法です。被告（受送達者）が日本人でも外国人でも、この方法です。ただ、ブラジル連邦共和国の場合には、ブラジル連邦共和国の公証翻訳人が訳文を作成するので、訳文を添付する必要はありませんが、その作成のための費用は負担しなければなりません（費用は、翻訳料として、日本文の用紙1枚につきアメリカ合衆国通貨30ドル）。翻訳人用に、送達すべき文書の写し3通のうち1通に、書証を含むすべての送達すべき文書に係る固有名詞（地名・人名等）にひら仮名で振り仮名を付けてください。

Q 15 外国において送達された判決正本の送達年月日及び確定日は、いつになるのでしょうか。

A 送達日時が判明している場合は、その日時に時差を考慮した日時を送達日時とし、その14日を経過した次の日が確定日であると解されます。送達日だけしか判明しない場合には、その日の最終時刻に時差を考慮した時間を送達日とし、確定日を計算することになると解されます。

Q 16 外国送達を実施した結果、送達結果が返送されてこないで、公示送達を行うことを検討しているのですが、民事訴訟法110条1項4号の「外国の管轄官庁に嘱託を発した日」を確認するにはどうすればよいのでしょうか。

A 外国の管轄官庁に発した日について、最高裁判所民事局長等が外務省等に送達嘱託の手続をした日と解する場合は、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係に電話して、最高裁判所が外務省等に発出した日付を確認し、確認した結果について、電話聴取書に残す等の方法が考えられます。外務省→在外日本国大使館→外国の外務省へと送付される場合（管轄裁判所送達の場合等）について、外国の管轄官庁に発した日を、実際に在外

日本国大使館から外国の外務省（管轄官庁）に送付した日と解する場合は、外務省にその日付を確認しますので、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係に連絡してください。外務省から問い合わせ等があるので、公示送達を実施した場合には、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係あてに電話等で連絡をするようお願いします。

なお、ブラジル連邦共和国のように送達実施までの通常の方法で約14か月かかる国に対しては、その点の配慮を行う必要はあると思います。

Q 17 中華民国（台湾）、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）に対する送達はどのようによいのでしょうか。

A 我が国との間に国交がない国に在住する者に対して文書を送達する場合は民事訴訟法上の送達（領事送達等）ができないので、公示送達によらざるを得ません。

なお、外国に居住する者に対して公示送達を行った場合は、民事訴訟規則46条2項後段により、公示送達があったことを受送達者に通知することができ、通知は、日本語による文書で普通郵便で送付することなどが考えられます。

Q 18 送達嘱託（中央当局送達）をした外国から直接裁判官宛に送達結果が送付されてきた場合、どうしたらよいですか。

A そのまま処理することなく、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係に送付してください（下級裁判所事務処理規則第27条）。最高裁判所に残郵券が残っている場合もあり、その返還を受ける必要もあります。

Q 19 外国へ送達嘱託を行う必要があるのですが、当該国について送達の先例がない場合、どのようにしたらよいのでしょうか。

A 我が国との間に送達に関する包括的な合意（条約、取決め等）がない場合には、当該送達に関する合意がなされなければならない（個別の応諾）ため、相手国への照会手続が必要となります。この照会手続は最高裁判所から外務省を通じて相手国に対し行いますが、回答を得るまでに相当な期間（国によっては1年以上）を要する場合もあります。嘱託の必要が生じたときは、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係に連絡してください。

Q 20 証人が外国に所在する場合、日本の裁判所がその証人に対して呼出状を発することはできますか。

A 外国にいる証人に対して、制裁文言を付した呼出状（民訴規108）を送付し、出頭を強制することは、その国の主権を侵す危険性が高いですし、証人が呼出に応じないからといって強制的に勾引等をすることも実際上できません。したがって、外国にいる証人に対してこのような呼出状を発することは通常行われておらず、必要に応じて、外国において行う証拠調べの方法（民訴法184）を検討していただくことになるでしょう。

ません。調べる方法はありませんか。

A 海外に在留している日本人の所在を調べる方法として、外務省の所在調査があります。詳しくは外務省ホームページ(URL : <http://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html> ト
ップページ→海外渡航・滞在→届出・証明→所在調査)でご確認ください。

(受託編)

Q 1 外国から訴状等の送達要請がありました。どういう根拠で、どの国からの要請が多いのでしょうか。

A 外国からの送達要請では、アメリカ合衆国、大韓民国、フランス共和国、中華人民共和国、ドイツ連邦共和国などからくる送達条約に基づく中央当局送達で大半を占めています。残りは、ブラジル連邦共和国などからの二国間司法共助取決めや個別の応諾に基づく管轄裁判所送達が多くなっています。

Q 2 中央当局送達と管轄裁判所送達の送達方法に違いはあるのですか。

A 中央当局送達の場合は、その送達方法は、受託国の国内法による送達（a送達）、特別の方法（b送達）及び任意交付による方法（c送達）の3つの方法がありますが、管轄裁判所送達は国内法による送達のみです。また、中央当局送達の場合、証明書の様式が条約で定まっているので、定型のものを利用しますが、管轄裁判所送達の場合、条約で定まった形式の証明書はありません。更に、中央当局送達の場合、送達を行うために要した費用は原則として償還請求することはできませんが、管轄裁判所送達の場合、送達を行うために要した費用は、嘱託国に請求をします。

Q 3 中央当局送達と管轄裁判所送達との違いは、容易に分かるのですか。

A 中央当局送達要請の場合には、要請書（REQUEST）、証明書（CERTIFICATE）、文書の要領（SUMMARY OF THE DOCUMENT TO BE SERVED）及び送達すべき文書があり、このうち、要請書、証明書及び文書の要領は、条約締約国間において、送達条約に定める様式を用いることになっていますが、管轄裁判所送達の場合には、嘱託書について、定める様式はなく、独自の書式の嘱託書であり、証明書も文書の要領もありませんので、両者の違いは容易に判断することができます。

Q 4 中央当局送達の場合、送達を要請することができる人は各国で決まっていますでしょうか。

A 各国の要請権者は、要請国の国内法で決められており、送達条約締約国は、本条約が採択されたハーグ国際私法会議の事務局に、中央当局の名称及び場所、要請権者等を報告しており、それを同事務局において取りまとめ「送達条約ハンドブック」を作成しています。

Q 5 中央当局送達の場合、送達すべき文書を確認するには、どこを見ればよいのでしょうか。

A 要請書の左下「List of documents」（書類の表示）の欄に記載されています。しかし、必ずしも完全ではないこととこれは日本語で記載されていないことが多いことから、最高裁判所の係が作成するメモにも記載があるので、参考にしてください。

なお、日本語の訳文が添付されている場合にはその訳文も併せて確認してください。

Q 6 中央当局送達の場合、送達するのは「文書の要領」と「送達すべき文書」ですが、なぜ「文書の要領」には訳文が添付されていないのですか。

A 送達すべき文書は、送達条約5条3項によって、日本語の訳文を添付することとなりますが、文書の要領に訳文を添付することまでは要求されていないからです。送達条約締約国間で統一用紙を使用しているので、どこに何を書いてあるのかを、把握することはできます。

Q 7 中央当局送達で、国内法による方法（a送達）の要請を受けた場合、どのような送達を行うことになるのですか。

A 受託国の国内法による送達ですので、我が国の民事訴訟法に定める方法により送達を行うことになります。通常は、特別送達を実施することになります。

Q 8 中央当局送達で、特別の方法（b送達）の要請を受けた場合、特別な方法として、どのような送達方法を行えばよいのですか。

A 要請書に記載された特別の方法によって、送達をしてください。最高裁判所の係が作成するメモにも記載があるので、参考にしてください。なお、不明な場合は、最高裁判所民事局第二課渉外民事係 にお問い合わせください。

Q 9 送達条約に基づく中央当局送達で、任意交付の方法で要請された場合、その方法はどうすればよいのでしょうか。

A 任意交付の方法は、特例規則4条に詳しく規定されています。裁判所書記官は受送達者に対して、普通郵便で送達すべき文書を表示して、その受領を催告し、受送達者は裁判所に出頭することも、文書の送付を申し出ることもできます。

なお、催告を発出してから3週間以内に送達を受けるべき者が出頭せず、又は送付の申出がない場合には、文書の受領が拒否されたものと扱うことができます。また、催告書が宛所尋ね当たらず等の理由で返戻されたときは、3週間が経過しなくても送達できなかったとする例が多いです。

Q 10-1 特別送達した結果、受送達者不在により不奏功だったのですが、どうすればよいのでしょうか。

A 最終的には受託裁判所の判断ですが、過去の事例については、不送達である旨の証明をして処理していることが多いようです。通常の国内事件では、次に就業場所送達を行うことになるのですが、要請者に就業場所の調査をさせることも、職権で調査することも極めて困難であり、就業場所送達を実施することは現実的でないこと等によると考えられます。

Q 10-2 休日送達まで行う必要はあるのですか。

A 最終的には受託裁判所の判断ですが、過去の事例については、休日指定の送達までしている庁は少ないようです。

Q 10-3 付郵便送達まで行う場合はあるのですか。

A 一度の要請で付郵便送達まで行われることは、通常は考えにくいのではないかと思います。

Q 11 受送達者の住所が就業場所のようですが、いきなり就業場所送達の要請に応じることはできるのですか。

A 要請に応じることになると考えています。就業場所送達については、受送達者の住所、居所等が知れないとき、その場所において送達をするのに支障があるときに行うことができるとされている（民事訴訟法103条2項）ことから、要請国からそれらの要件を明らかにする資料を添付するか、我が国の送達機関で職権で調査するなどしない限り、その要請を拒絶すべきではないかとの疑問もありますが、要件を欠く場合であっても、そのことが我が国の法秩序に反するとまではいうことができないことや要請を拒絶するには厳格な要件が定められている（送達条約13条）ことからいって、最初からの就業場所送達の要請についてはその要請に応じることになるのではないかと考えられます。

Q 12 受送達者が会社のみの表示ですが、このような要請に応じる必要はあるのでしょうか、応じる場合に受託裁判所で代表者名を調査する必要があるのでしょうか。

A 我が国では、法人等に送達する場合、その代表者等が受送達者となりますので、法人自体を直接受送達者として表示することは違和感を覚えますが、国際司法共助の特殊性及び国際司法共助開始当初からの法人代表者氏名の表示がない要請を受けてきたという経過等にかんがみ、拒絶しないで要請には応ずることが妥当だと考えられます。

法人代表者氏名の調査については、最終的には裁判所書記官の判断によります。実務では法人名のみで送達を実施する扱いが多いようです。

Q 13 中央当局送達の場合、証明書は裁判所書記官が各自で作成することになるのですよ

うか。

A 中央当局送達の場合は、要請書、文書の要領と共に定型の用紙である証明書が添付されていますので、裁判所書記官は、その証明書に必要事項を書いて証明することになります。

なお、裁判所書記官が各自で証明書を作成するのはブラジル連邦共和国などの管轄裁判所送達や、オーストリア共和国等の民訴条約に基づく指定当局送達の場合です。

Q 14 アメリカ合衆国から訴状、召喚状等の送達要請を受けたのですが、どうすればよいのでしょうか。

A この要請は、送達条約に基づく中央当局送達の要請です。まず、要請書（REQUEST）、証明書（CERTIFICATE）、文書の要領（SUMMARY）及び送達すべき文書（訴状等）があるかどうかを確認します。送達するのは、このうち、文書の要領と送達すべき文書です（要請書及び証明書は手元に残し、証明書には送達実施の結果を日本語で記載して証明をした上で、要請書とともに返送することになります。）。

次に、要請書記載の送達方法を確認した上で、送達を実施することになります。

なお、国内法による方法（a送達）及び特別な方法（b送達）の場合には、送達すべき文書（訴状等）に必ず日本語の訳文が必要ですので、訳文があるかを確認した上で、文書の要領とともに送達を実施します。

送達実施後は、手元に残した証明書に記入します。記入方法は記載例を参照してください。

※ a送達は前記Q 7を、b送達は前記Q 8をそれぞれ参照

Q 15 フランス共和国から訳文添付のない訴状、召喚状等の送達要請を受けたのですが、どうすればよいのでしょうか。

A この要請は、送達条約に基づく中央当局送達の要請です。前記アメリカ合衆国と同様の措置を執りますが、送達すべき文書に訳文がない場合、任意交付の方法（c送達）が抹消されていないのであれば送達方法は、任意交付の方法になります。

なお、訳文が添付されている場合には上記アメリカ合衆国の場合と同様です。

※ 任意交付の方法は、前記Q 9参照

Q 16 ブラジル連邦共和国から訴状、召喚状等の送達要請を受けたのですが、どうすればよいのでしょうか。

A この要請は、二国間司法共助取決めにに基づく「管轄裁判所送達」の要請です。嘱託書及び送達すべき文書には、必ず日本語の訳文があります。嘱託書に、受送達者の氏名、住所及び送達すべき文書が記載されています。送達するのは、送達すべき文書及びその訳文になります。送達方法は、通常、特別送達であり、送達に要した費用は全額請求す

ることができますので、送達実施後は証明書を作成の上、納入告知書及び費用明細書を付けることとなります。

Q 17 納入告知書は直接嘱託国大使館に送付してよいのでしょうか。

A 受訴裁判所から納入告知書のみを直接送付することはできません。証明書、送達報告書等とともに最高裁判所及び外務省経由で返送することとなります。

Q 18 外国の司法当局から、送達依頼文書が地方裁判所に直送されてきましたが、どう処理すればよいのでしょうか。

A 我が国が送達等の嘱託を受ける場合には、外交経路を通じる場合も、民訴条約の指定当局も、送達条約の中央当局も外務大臣であり、いずれにしても、我が国の場合には必ず外務省を経由して送付されてきます。したがって、地方裁判所としては受理しないで、早急に最高裁判所民事局第二課涉外民事係に電話連絡の上、送付してください。

第3 証拠調べ編

Q 1 我が国から外国に証拠調べを要請する場合には、①領事証拠調べ、②指定当局証拠調べ、③民訴条約に基づく外交上の経路による証拠調べ、④管轄裁判所証拠調べがあるのですが、それぞれどんな特徴があるのですか。

A ①の領事証拠調べは、一般に次の②から④までの証拠調べによる方法に比べて早く実施することが可能ですが、証人が出頭を拒んだときには証拠調べを行うことはできません。

②の指定当局証拠調べは、証人等が日本人でなくても行うことができますし、また、証人の出頭を強制することもできます。しかし、常に訳文の添付が必要で、比較的時間がかかる場合が多いようです。

③の民訴条約に基づく外交上の経路による証拠調べは、②と同様です。

④の管轄裁判所証拠調べは、証人等が日本人でなくても行うことができますし、また、証人の出頭を強制することもできますが、外交ルートを経由するので、比較的時間のかかる場合が多く、訳文の添付、費用の支払など手間や費用がかかります。

Q 2 外国からの我が国の裁判所への証拠調べの嘱託は、①指定当局証拠調べ、②管轄裁判所証拠調べの2つの方法がありますが、その区別はどこにあるのですか。

A 指定当局証拠調べは民訴条約に基づくもので、管轄裁判所証拠調べは二国間司法共助取決めや個別の応諾に基づくものです。民訴条約に基づく場合には訳文に必ず嘱託国の外交官等がその訳文が正確であることを証明したものが添付されています。

Q 3 外国から証拠調べを受託された場合、外国訴訟での代理人弁護士（我が国の弁護士資格はありません。）は立ち会うことはできるのでしょうか。

A 証拠調べに立会いをすることができるのは、当事者本人のほか、本人から委任を受けた我が国の弁護士資格を有する者ですので、外国訴訟での弁護士は立ち会うことはできません（裁判体の判断で傍聴することは可能でしょう。）。

なお、嘱託を受けた裁判所が行う証拠調べは、公開主義が適用されません。

Q 4 外国からの証拠調べを受けた（受託）場合、証人尋問の期日を決める場合に嘱託国への期日通知に要する期間を配慮する必要はあるのですか。

A 嘱託当局が証拠調べ期日及び場所の通知を要請しているときは、嘱託を受けた裁判所は嘱託当局に対し、証拠調べ期日及び場所の通知を行うことになり（民訴条約11条2項）、この通知を行ったときは、当事者に対する期日の呼出しを要しませんが、通知を行わない場合には、当事者が期日に立ち会わない旨を明示しない限り、呼出状を送達する必要があります。

通知を行う場合の実務例としては、嘱託当局に到達するまでに要する期間等を考慮して証人尋問の期日を指定していることが多いようです。

Q 5 証拠調べに要した費用は、嘱託当局に償還できるのですか。

A 民訴条約に基づく要請の場合には、証人又は鑑定人に支払った費用、特別の方法の実施により生じた費用のみ嘱託当局に償還請求することができますが（証人等への旅費、日当等は請求できますが、呼出に要した費用や通訳に要した費用は請求できません。）、管轄裁判所証拠調べの場合には、証拠調べに要した費用一切を嘱託当局に償還請求することができます。

Q 6 外国の官庁等に対して調査嘱託を行いたいのですが、どのような手続になるのでしょうか。

A 外国の官庁等に対する調査嘱託については、実施方法等に関する考え方も分かれ得るところです。どのような解釈を採り調査嘱託を実施するかは各裁判体の判断になりますが、それに応じて嘱託方法も異なってくると考えられます。ただし、嘱託方法の如何によつては、相手国の主権を侵害する可能性もないではないことから、事前に外務省の当該国の担当局課に問い合わせを行うことが相当な場合もあると考えます。したがって、いずれかの方法により外国の官庁等へ調査嘱託を実施する必要性が生じたときは、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係にお問い合わせください。

Q 7 日本にある外国大使館に対して調査嘱託を行いたいのですが、直接調査嘱託書を送ってよいですか。

A 受訴裁判所から、直接在日大使館に調査嘱託書を郵送することはできないものと思われます。在日大使館も外国の官庁であり、外国の官庁には、条約その他の定めがある場合でなければ調査嘱託を依頼できないと解されており、調査嘱託は条約の定めにより、外交ルートを通じて行うべきであると思われるからです。在日大使館へ調査嘱託をする必要が生じたときは、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係にお問い合わせください。

第4 外交関係等

Q 1-1 被告が外国となっている場合、どのように処理すればよいでしょうか。

A 外国等が被告となる訴訟では、まず当該外国等が我が国の裁判権に服するかどうか、外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律により裁判体が判断することとなります。当該外国等に民事裁判権が及ぶと判断した場合は、訴状等の送達を実施することになり、逆に民事裁判権が及ばないと判断した場合は、通常は訴えを却下するものと思われます。

Q 1-2 外国等に対して我が国の民事裁判権が免除されず、外国等に対する訴状等を送達する場合、どのようにすればよいでしょうか。

A 外国等に対して我が国の民事裁判権が免除されず、外国等に対する訴状その他これに類する書類及び訴訟手続その他の裁判所における手続の最初の期日の呼出状を送達する場合、①条約その他の国際約束で定める方法、②①の方法がない場合には、（イ）外交上の経路を通じてする方法又は（ロ）当該外国等が送達の方法として受け入れるその他の方法（民事訴訟法に規定する方法であるものに限る。）により、送達をすることになります（外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律第20条第1項）。具体的には、当該外国等が送達条約の締約国である場合は、送達条約9条2項により、外交上の経路を用いることもあります。また、条約その他の国際約束で定める方法がない場合は、外交上の経路を通じて送達をしますが、その場合は、外務省に相当する当該外国等の機関が訴状等を受領した時に、送達があったものとみなされます。外国国家に対する送達の必要が生じたときは、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係に連絡をしてください。

Q 1-3 外国等に対して判決をする場合、何か特別なことはありますか。

A 外国等が口頭弁論の期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しない場合における当該外国等に対する請求を認容する判決の言渡しは、訴状等の送達があった日又は送達があったものとみなされる日から4月を経過しなければすることができないとされています（外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律第21条第1項）。

Q 2-1 交通事故に基づく損害賠償請求訴訟で、被告車両が外交官ナンバーの自動車でした。何か留意すべきことはありますか。

A 被告車両が外交官ナンバーの自動車であると、被告が裁判権の免除を享有する外交官である可能性があるため、確認することが考えられます。裁判権の免除を享有する者かどうか分からない場合は、外務省に対して照会することができます。その具体的な事務処理方法は、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係まで問い合わせてください。

に事件を進行したら良いですか。

A 我が国に駐在する外交官で裁判権の免除を享有する者を被告とする訴訟があった場合、当該外交官の派遣国がこの者に対する裁判権の免除を放棄するかどうかの照会を外務省に依頼することになります。その具体的な事務処理方法は、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係まで問い合わせてください。

Q 2-3 支払督促で債務者（受送達者）の住所あてに特別送達（債務者は外交関係に関するウィーン条約に定める外交特権を享有する者ではない。）したところ不奏功だったので、債権者から就業場所送達の上申があり、その就業場所が在日の外国大使館でした。この場合の送達方法はどのようなのでしょうか。

A 直ちに送達することはできません。支払督促正本の送達を外国大使館内で実施するため、外交関係に関するウィーン条約22条1項の「同意」（大使館内において送達を実施するに際しての使節団の長の同意）を得る必要があります。具体的に同意を得る方法は、最高裁判所を通じて、事前に外務省から当該大使館に同意の有無の照会をする方法が採られています。その具体的な事務処理方法は、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係まで問い合わせてください。

Q 3 ロシア連邦船籍の船舶を仮差押えする場合、何か必要なことはあるのですか。

A 我が国とロシア連邦との間の領事条約（昭和42年条約第9号）40条において、「接受国の司法当局及び行政当局は、派遣国の船舶上でなんらかの強制措置を執り又はなんらかの正式な取調べを行おうとするときは、適当な領事官にその旨を通報しなければならない。」と規定しているため、ロシア船籍の船舶の仮差押えをする場合などには、各裁判所から最寄りの領事官にその旨を通報することになります（昭和42年8月22日付け最高裁判二第160号事務総長通知「日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事条約（昭和42年条約第9号）について」及び昭和42年8月19日付けの民事局長、刑事局長、家庭局長書簡参照）。

また、この場合には、外務省と在日ロシア連邦大使館との間で事実確認等が必要となりますので、最寄りの領事官に通報した内容と同程度の内容をできるだけ速やかに最高裁判所民事局第二課渉外民事係に連絡してください。

民事事件における国際司法共助事件の事件数

嘱託・ 受託の 別 年度	嘱 託 件 数 ※1			受 託 件 数	
	送 達		証 拠 調 べ	送 達 ※2	証 拠 調 べ
	領 事 送 達	領事以外の機 関による送達			
平 1 4	492	282		1,616	4
平 1 5	411	316		1,573	17
平 1 6	375	330		1,421	23
平 1 7	431	324	1	1,372	3
平 1 8	411	271		1,351	12
平 1 9	321	243		1,577	5
平 2 0	384	269		1,490	13
平 2 1	385	191		1,547	18
平 2 2	433	229		1,749	14
平 2 3	439	178		1,399	12
平 2 4	424	198		1,276	12
平 2 5	402	260	1	1,286	14
平 2 6	425	243		1,392	11

※1 平成16年4月以降，訴え提起された人事訴訟事件に関する件数は含まない。

※2 送達を受託件数は，中央当局，指定当局及び管轄裁判所送達の合計数である。

略 語 表

【日米領事条約】	日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約（昭和３９年条約第１６号）
【日英領事条約】	日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との領事条約（昭和４０年条約第２２号）
【民訴条約】	民事訴訟手続に関する条約（昭和４５年条約第６号）
【送達条約】	民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約（昭和４５年条約第７号）
【共助法】	外国裁判所ノ囑託ニ因ル共助法（明治３８年法律第６３号）
【特例法】	民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律（昭和４５年法律第１１５号）
【特例規則】	民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する規則（昭和４５年最高裁判所規則第６号）
【通達】	民事訴訟手続に関する条約等による文書の送達，証拠調べ等及び執行認許の請求の囑託並びに訴訟上の救助請求書の送付について（平成３年４月１０日最高裁民二第８９号事務総長通達）

〔備考〕

上記の条約等は，国際司法共助ハンドブック（民事裁判資料第２２５号）に収録されている。

更新状況

(2007年1月1日 ~ 2007年12月31日)

- 平成19年12月5日 【国の一覧表】
 「モナコ公国」を追加
- 平成19年10月9日 【国別の送達の嘱託手続】
 「ドイツ連邦共和国」の中央当局のうち「Justizministerium des Landes
Mecklenburg-Vorpommern」の名称を「Justizministerium Mecklenburg-
Vorpommern」に、所在地を「19048 Schwerin[Puschkinstrasse 19-21]」に改訂
- 平成19年8月28日 【国の一覧表】
 「クロアチア共和国」を訂正
 送達条約に「○」を加えた。
 【国別の送達の嘱託手続】
 「クロアチア共和国」を次のとおり変更
 1 領事送達の根拠を改訂
 2 中央当局送達を追加
 3 外交上の経路による送達を削除
- 平成19年8月9日 【国の一覧表】
 「インド」を訂正
 送達条約に「○」を加えた。
 【国別の送達の嘱託手続】
 「インド」を次のとおり変更
 1 領事送達の根拠を改訂
 2 中央当局送達を追加
 3 使用言語からヒンズー語を削除
- 平成19年7月17日 【国の一覧表】
 1 「ジンバブエ共和国」を追加
 2 「スーダン共和国」を追加
 3 「セントビンセント及びグレナディーン諸島」を追加
- 平成19年7月1日 【国の一覧表】
 「アルバニア共和国」を追加
- 平成19年3月23日 【国別の送達の嘱託手続】
 1 「アメリカ合衆国」の※1にあるProcess Forwarding International(PFI)の住所につ
いて、「633 Yesler Way Seattle, WA 98104 USA」に改訂
 2 「オランダ王国」の中央当局のうち「(アンチル諸島)」を「(アルバ島)」に改訂し、住
所を「Havenstraat 2, Oranjestad, Aruba」に改訂
 3 「ギリシャ共和国」の中央当局について、名称を「Ministry of Jusitice Directorate
of Conferment of Pardon and International Judicial Co-operation Department of
International Judicial Co-operation in Civil Matters」に、所在地を「96 Messogion
Street, Athens 11527, Greece」に改訂
 4 「メキシコ合衆国」の中央当局について、名称を「Ministry of Foreign Affairs
General Direction of Legal Affairs」に、所在地を「Plaza Juárez No.20, piso 5 Edificio

Tlatelolco Colonia Centro, delegación Cuauhtémoc, C.P. 06010 Mexico, Distrito Federal」に改訂

5 「ロシア連邦」の中央当局について、所在地を「ul. Zhitnaya, 14 Moscow, 117970 Russian Federation」に改訂

平成19年3月5日

【国の一覧表】

「セルビア・モンテネグロ」を「セルビア共和国」に改訂

【国別の送達の嘱託手続】

1 「スイス連邦」の中央当局の一部を改訂

「Appenzell Ausserrhoden」州を管轄する中央当局の所在地について「Postfach 162, 9043 Trogen Schweiz」に

「Basel-Landschaft」州を管轄する中央当局の名称について「Kantonsgericht Basel-Landschaft Justizverwaltung」, 所在地について「Postfach 635, 4410 Liestal Schweiz」に

「Graubünden」州を管轄する中央当局の名称について「Departement für Justiz-, Sicherheit und Gesundheit des Kantons Graubünden」に改訂

2 「セルビア・モンテネグロ」を「セルビア共和国」に改訂

【国別の証拠調べの嘱託手続】

「セルビア・モンテネグロ」を「セルビア共和国」に改訂

平成19年1月1日

【国の一覧表】

1 「グアテマラ共和国」を追加

条約・取決めによらない共助がされた事例のうち、領事送達及び管轄裁判所送達に「○」を加えた。

2 「タンザニア連合共和国」を追加

条約・取決めによらない共助がされた事例のうち、管轄裁判所送達に「○」を加えた。

3 「ホンジュラス共和国」を追加

条約・取決めによらない共助がされた事例のうち、管轄裁判所送達に「○」を加えた。

4 「マーシャル諸島共和国」を追加

条約・取決めによらない共助がされた事例のうち、領事送達及び管轄裁判所送達に「○」を加えた。

5 表末の注意事項を削除

旧ソヴィエト社会主義共和国連邦に関する注意事項は、国の一覧表中に盛り込んだ。

【送達の嘱託】

「フローチャート」質問形式をやめ、簡素化

【国別の送達の嘱託手続】

1 「アイルランド」のAルートの間隔を「3箇月」に改訂

2 「アメリカ合衆国」の注記について、

「※1（中略）（平成15年は89ドル、平成16年は91ドル、平成17年は93ドル、

平成18年及び19年は95ドル)(以下略)」とあるのを、「(送達費用は、平成19年については95ドルですが、PFIの要請で変更されることがあります。)」と改訂

「※3 (略)」を「※3 事前の送金手続を含めた平均所要期間です。」と改訂

「Ⅶ 大使、総領事の管轄区域」欄下の「(注)(略)」を「※4 アイダホ州、カリフォルニア州及びコネティカット州の総領事の管轄区域は郡(county)によって異なるため、これらの州に嘱託する場合には、その郡名も明らかにしてください(管轄の異なる総領事あてに送ってしまうと、その分送達期間が長くなるので注意してください。)。なお、事件数が多いカリフォルニア州については、主要な市町村と郡及び総領事との対応関係がわかる「カリフォルニア州管轄総領事検索」を参考にしてください。」と改訂

3 「アラブ首長国連邦」のAルートの期間を「3箇月」に改訂

4 「イスラエル国」のBルートの期間を「期間不明」に改訂

5 「イラン・イスラム共和国」のCルートの期間を「10箇月」に改訂

6 「インドネシア共和国」のCルートの期間を「13箇月」に改訂

7 「英国」の注記について、「※1 受送達者の住所にポストコード(スペース含め英数7桁)の記載がなければ送達できませんので、必ず記載してください。」を追加

8 「オーストラリア連邦」のCルートの期間を「9箇月」に改訂

9 「カナダ」のAルートの期間を「4箇月」に、Bルートを「5箇月」に改訂

10 「クウェート国」のAルートの期間を「期間不明」に改訂

11 「サモア独立国」のCルートの期間を「13箇月」に改訂

12 「シンガポール共和国」のAルートの期間を「4箇月」に、Cルートを「5箇月」に改訂

13 「スウェーデン王国」のAルートの期間を「5箇月」に改訂

14 「スペイン」のBルートの期間を「13箇月」に改訂

15 「スリランカ民主社会主義共和国」のBルートの期間を「10箇月」に改訂

16 「タイ王国」のAルートの期間を「4箇月」に、Cルートを「8箇月」に改訂

17 「大韓民国」の中央当局の名称を「National Court Administration」に改訂

18 「チリ共和国」のCルートの期間を「11箇月」に改訂

19 「デンマーク王国」のAルートの期間を「5箇月」に改訂

20 「ドイツ連邦共和国」のBルートの期間を「4箇月」に改訂

21 「ニカラグア共和国」のCルートの期間を「17箇月」に改訂

22 「ニュージーランド」のCルートの期間を「10箇月」に改訂

23 「パナマ共和国」のAルートの期間を「5箇月」に、Cルートの期間を「12箇月」に改訂

24 「バングラデシュ人民共和国」のCルートの期間を「6箇月」に改訂

25 「フィリピン共和国」のCルートの期間を「6箇月」に改訂

26 「ブラジル連邦共和国」のCルートのうち、大都市部の場合における期間を「14箇月」に改訂

27 「ブルネイ・ダルサラーム国」のCルートの期間を「11箇月」に改訂

28 「ベリーズ」のCルートの期間を「12箇月」に改訂

29 「ペルー共和国」のCルートの期間を「10箇月」に改訂

30 「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」のAルートの期間を「6箇月」に改訂

31 「ミクロネシア連邦」のCルートの期間を「5箇月」に改訂

32 「ヨルダン・ハシェミット王国」のCルートの期間を「5箇月」に改訂

33 「ルクセンブルク大公国」のBルートの間を「3箇月」に改訂

34 国別の嘱託手続の脚注「23頁の(注)5を参照」を「「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。」に改訂

35 国別の嘱託手続表中、「家事事件について」の記載削除

【Q&A】

第2各論(嘱託編)Q14のAについて、4行目の括弧書きを「(費用は、①翻訳料として、日本文の用紙1枚につきアメリカ合衆国通貨25ドル、②写しの作成費用として、①によって計算した翻訳料の1割に相当する金額)」と改訂

【事件数】

平成18年度までの資料に変更

更新状況

(2008年1月1日 ~ 2008年12月31日)

平成20年12月3日

【国の一覧表】

「ネパール王国」を「ネパール連邦民主共和国」に改訂

【国別の送達の嘱託手続】

1 「オーストラリア連邦」の脚注※1を改訂

2 「中華人民共和国(香港)」のⅦ中央当局(指定当局, 送達条約18条1項)の名称を改訂

3 「ネパール連邦民主共和国」の国名及び脚注を改訂

平成20年6月12日

【国別の送達の嘱託手続】

1 「アメリカ合衆国」の脚注※1及びⅦ欄各改訂

2 「セントビンセント及びグレナディーン諸島」のⅥ中央当局の表示を改訂

3 「ラトビア共和国」のⅥ中央当局の表示を改訂

【送達の嘱託】

ブラジル連邦共和国への管轄裁判所送達に関する「翻訳料についての通知書」の記載例を変更

平成20年2月22日

【国別の送達の嘱託手続】

1 「アメリカ合衆国」のⅦ欄及び脚注各改訂

2 「イタリア共和国」のAルートの間を「7箇月」に改訂及びⅦ欄改訂

3 「インド」のAルートの間を「5箇月」に改訂及びⅦ欄改訂

4 「英国」のAルートの間を「6箇月」に改訂及びⅦ欄改訂

5 「オーストラリア連邦」のCルートの間を「11箇月」に改訂

6 「カナダ」のⅥ欄及びⅦ欄各改訂

7 「コロンビア共和国」のAルートの間を「8箇月」に改訂

8 「スイス連邦」のAルートの間を「5箇月」に改訂及びⅦ欄改訂

9 「スペイン」のBルートの間を「12箇月」に改訂及びⅦ欄改訂

10 「ニカラグア共和国」のAルートの間を「4箇月」に改訂

11 「パナマ共和国」のAルートの間を「6箇月」に改訂

12 「フィリピン共和国」のAルートの間を「5箇月」に改訂

13 「ペルー共和国」のAルートの間を「4箇月」に改訂

14 「ポーランド共和国」のBルートの間を「4箇月」に改訂及びⅥ欄改訂

15 「ロシア連邦」のBルートの間を「14箇月」に改訂

平成20年1月25日

【国の一覧表】

「モンテネグロ」を追加

【事件数】

平成19年度分を追加

【送達の嘱託】

ブラジル連邦共和国への管轄裁判所送達に関する「翻訳料についての通知書」の記載例を変更

更新状況 (2009年1月1日 ~ 2009年12月31日)

平成21年11月11日 【国別の送達の嘱託手続】

- 1 「英国」のⅦ欄及び脚注各改訂
- 2 「ドイツ連邦共和国」のⅦ欄のうち, Hessen, Nordrhein-Westfalen, Saarland, Schleswig-Holstein, Brandenburgの各中央当局について, 名称を改訂

平成21年5月28日 【国別の送達の嘱託手続】

「アメリカ合衆国」の脚注※1の一部を改訂

平成21年4月17日 【国別の送達の嘱託手続】

- 1 「アルジェリア民主人民共和国」のAルートの期間を「6箇月」に改訂
- 2 「イタリア共和国」のAルート of 期間を「6箇月」に改訂
- 3 「インドネシア共和国」のⅥ総領事の管轄区域の表示を改訂
- 4 「スウェーデン王国」のAルート of 期間を「4箇月」に, Bルート of 期間を「3箇月」に各改訂
- 5 「スリランカ民主社会主義共和国」のBルート of 期間を「13箇月」に改訂
- 6 「チェコ共和国」のBルート of 期間を「4箇月」に改訂
- 7 「トルコ共和国」のBルート of 期間を「7箇月」に改訂及びⅦ中央当局の表示を改訂
- 8 「ニュージーランド」のAルート of 期間を「4箇月」に改訂
- 9 「フィリピン共和国」のCルート of 期間を「7箇月」に改訂
- 10 「フランス共和国」のBルート of 期間を「8箇月」に改訂
- 11 「ベネズエラ共和国」のAルート of 期間を「4箇月」に改訂
- 12 「マーシャル諸島共和国」のAルート of 嘱託書のあて先を改訂
- 13 「マレーシア」のAルート of 期間を「5箇月」に改訂
- 14 「ロシア連邦」のAルート of 期間を「5箇月」に改訂

【事件数】

平成20年度分を追加

更新状況 (2010年1月1日 ~ 2010年12月31日)

- 平成22年12月17日 【お知らせ】オーストラリア連邦が送達条約に加盟したことに伴い、オーストラリア連邦に対する送達嘱託手続について改訂。
- 平成22年11月16日 【お知らせ】郵便事業株式会社より出された「米国等あて航空運送する郵便物の一部の引受停止について」に伴い、アメリカ合衆国に対する中央当局送達が一部変更。
- 平成22年11月8日 【お知らせ】オーストラリア連邦が送達条約に加盟。詳細は確認中。
- 平成22年10月7日 【記載例】ダウンロードできる書式を、一太郎からワードに移行
- 平成22年6月14日 【国別の送達の嘱託手続】
1 「リヒテンシュタイン公国」を追加
2 送達嘱託記載例のVI-3について、銀行名を改訂
- 平成22年4月9日 【お知らせ】翻訳文の正確性の証明に関する参考例の紹介
- 平成22年3月30日 【国別の送達の嘱託手続】
中央当局の所在地につき、32ヶ国について改訂。
- 平成22年3月5日 【国別の送達の嘱託手続】
中華人民共和国の領事送達の嘱託に関し、山東省あての嘱託領事先を在青島日本国総領事と改訂。

更新状況 (2011年1月1日 ~ 2011年12月31日)

- 平成23年11月25日 【国別の送達の嘱託手続】
インド, 中華人民共和国(香港, マカオを除く。)及びマレーシアの大使・総領事の管轄区域を一部改訂
中華人民共和国(香港)の中央当局の所在地を改訂
- 平成23年8月4日 【送達の嘱託・概説及びフローチャート】
ブラジル翻訳料の改定にともない, 翻訳料見込額の記載を改訂
【送達の嘱託・記載例】
送達嘱託記載例VI-3について, 銀行住所を記載し, 銀行名及び別紙を改訂
【国別の送達の嘱託手続】
1 「スイス連邦」に対する領事送達について, あて名を「在ジュネーブ総」から「在ジュネーブ出張駐在官事務所」に改訂
2 「サンマリノ共和国」に対する中央当局送達の費用について改訂
3 「ハンガリー共和国」の中央当局の名称及び所在地を改訂
- 平成23年7月27日 【お知らせ】アメリカとPFIとの契約期間について記載。
- 平成23年6月22日 【国別の送達の嘱託手続】
中華人民共和国(香港, マカオを除く。)の中央当局の名称及び所在地につき改訂
- 平成23年3月7日 【お知らせ】米国等あて航空運送する郵便物の一部について, 引受が停止されていたものが再開された。
- 平成23年2月14日 【事件数】
平成22年までの資料に変更
アメリカ合衆国の大使, 総領事の管轄区域の一部訂正

更新状況

(2012年1月1日 ~ 2012年12月31日)

平成24年10月29日

【国の一覧表】

「ペリーズ」の「送達条約」欄に「○」をした。

【国別の送達の嘱託手続】

- 1 「ペリーズ」が送達条約に加盟したことに伴い、Aルート、Bルート及びCルートを改訂
- 2 「ボスニア・ヘルツェゴビナ」が送達条約に加盟したことに伴い、Aルート及びBルートを改訂
- 3 「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」が送達条約に加盟したことに伴い、Aルート及びBルートを改訂
- 4 「カナダ」の中央当局送達の費用欄、大使、総領事の管轄区域及び中央当局の所在地を改訂
- 5 「インド」が送達条約8条2項の宣言をしたことに伴い、Aルートの根拠及び同ルートの選択基準並びにBルートの選択基準を改訂
- 6 「ラトビア共和国」が送達条約8条2項の宣言をしたことに伴い、Aルートの根拠及び同ルートの選択基準並びにBルートの選択基準を改訂
- 7 「オーストラリア連邦」の中央当局の名称及び所在地を改訂
- 8 「スロベニア共和国」の領事送達のあて名を改訂
- 9 「リトアニア共和国」の中央当局の所在地を改訂

平成24年9月19日

【国の一覧表】

「モンテネグロ」の「送達条約」欄に「○」をした。

【国別の送達の嘱託手続】

「モンテネグロ」が送達条約に加盟したことに伴い、Aルート及びBルートを改訂

「スイス連邦」に対する領事送達のあて名並びに中央当局の名称及び所在地を改訂

平成24年6月28日

【国の一覧表】

- 1 「ハンガリー共和国」を「ハンガリー」に改訂
- 2 「フィジー諸島共和国」を「フィジー共和国」に改訂
- 3 「ベネズエラ共和国」を「ベネズエラ・ボリバル共和国」に改訂
- 4 「ボリビア共和国」を「ボリビア多民族国」に改訂
- 5 「ミャンマー連邦」を「ミャンマー連邦共和国」に改訂
- 6 「社会主義人民リビア・アラブ国」を「リビア」に改訂
- 7 「マルタ共和国」を追加し、「送達条約」欄に「○」をした。
- 8 「セルビア共和国」及び「モロッコ王国」の「送達条約」欄に「○」をした。

【国別の送達の嘱託手続】

- 1 「セルビア共和国」が送達条約に加盟したことに伴い、Aルート及びBルートを改訂
- 2 「モロッコ王国」が送達条約に加盟したことに伴い、Aルート及びBルートを改訂
- 3 「マルタ共和国」を新規作成
- 4 「ハンガリー」の国名を改訂
- 5 「フィジー共和国」の国名を改訂
- 6 「ベネズエラ・ボリバル共和国」の国名並びに中央当局の名称及び所在地を改訂
- 7 「ボリビア多民族国」の国名を改訂
- 8 「ミャンマー連邦共和国」の国名を改訂
- 9 「リビア」の国名を改訂

- 10 「アメリカ合衆国」の中央当局の所在地を改訂
- 11 「アルゼンチン共和国」の中央当局の名称及び所在地を改訂
- 12 「インド」の中央当局の所在地を改訂
- 13 「クロアチア共和国」の中央当局の名称及び所在地を改訂
- 14 「トルコ共和国」の中央当局の所在地を改訂
- 15 「イスラエル国」の翻訳言語に英語を追加
- 【国別の証拠調べの嘱託手続】
- 1 「ハンガリー」の国名を改訂
- 2 「ミャンマー連邦共和国」の国名を改訂

平成24年3月21日

【国別の送達の嘱託手続】

- 1 「イタリア共和国」のAルートの間を「4箇月」に改訂
- 2 「イラン・イスラム共和国」のCルートの間を「14箇月」に改訂
- 3 「インド」のAルートの間を「6箇月」に改訂
- 4 「インドネシア共和国」のCルートの間を「12箇月」に改訂
- 5 「英国」のAルートの間を「3箇月」に改訂及びⅦ中央当局の表示を改訂
- 6 「ギリシャ共和国」のAルートの間を「5箇月」に改訂
- 7 「コロンビア共和国」のAルートの間を「7箇月」に改訂
- 8 「シンガポール共和国」のCルートの間を「4箇月」に改訂
- 9 「ジンバブエ共和国」のAルートの間を「5箇月」に改訂
- 10 「スペイン」のAルートの間を「4箇月」に改訂
- 11 「スリランカ民主社会主義共和国」のBルートの間を「12箇月」に改訂
- 12 「大韓民国」のBルートの間を「4箇月」に改訂
- 13 「中華人民共和国(マカオ)」のAルートの間を「3箇月」に改訂
- 14 「チリ共和国」のAルートの間を「6箇月」に改訂
- 15 「デンマーク王国」のAルートの間を「4箇月」に改訂
- 16 「ニュージーランド」のCルートの間を「9箇月」に改訂
- 17 「パキスタン・イスラム共和国」のAルートの間を「4箇月」に改訂
- 18 「フィリピン共和国」のAルートの間を「3箇月」に改訂
- 19 「ブラジル連邦共和国」のCルートの間を「14箇月」に改訂
- 20 「フランス共和国」のBルートの間を「7箇月」に改訂
- 21 「ペルー共和国」のCルートの間を「9箇月」に改訂
- 22 「マーシャル諸島共和国」のAルートの間を「3箇月」に改訂及び同ルートの嘱託書のあて名を改訂
- 23 「マレーシア」のAルートの間を「3箇月」に改訂
- 24 「南アフリカ共和国」のAルートの間を「7箇月」に改訂
- 25 「メキシコ合衆国」のAルートの間を「4箇月」に改訂及びBルートの要請書について注意喚起
- 26 「モンゴル国」のAルートの間を「4箇月」に改訂
- 27 「リヒテンシュタイン公国」のCルートの間を「3箇月」に改訂
- 28 「ロシア連邦」のBルートの間を「13箇月」に改訂
- 【送達の嘱託・フローチャート】
- 1 「大韓民国」の中央当局送達の平均送達期間を「4箇月」に改訂
- 2 「ブラジル連邦共和国」の平均送達期間を「14箇月」に改訂

3 「シンガポール共和国」の管轄裁判所送達の平均送達期間を「4箇月」に改訂
【Q&A】

第2各論(嘱託編)Q9の送達期間等について改訂

平成24年3月1日

【事件数】

平成23年までの資料に変更

平成24年2月20日

【国別の送達の嘱託手続】

インドの領事送達について注意喚起

平成24年1月4日

【国別の送達の嘱託手続】

インドネシア共和国, 英国, パプアニューギニア独立国, フィリピン共和国及びペルー共和国の総領事の管轄区域等を一部改訂

更新状況

(2013年1月1日 ~ 2013年12月31日)

2013/8/22

【国別の送達の嘱託手続】

- 1 インドネシア共和国について、総領事の管轄区域を一部改訂した。
- 2 オーストラリア連邦について、Bルート「IV費用」欄を改訂した。
- 3 カナダについて、「VII中央当局の名称及び所在地並びに地域ごとに必要とされる訳文の言語」欄のうち中央当局の名称及び所在地を改訂した。
- 4 ギリシャ共和国について、「VI中央当局」欄を改訂した。

2013/6/7

【国別の送達の嘱託手続】

パナマ共和国について、Cルート「III 作成すべき文書等」欄を改訂した。

【事件数】

平成24年までの資料に変更

2013/3/12

【国の一覧表】

「アルメニア共和国」及び「モルドバ共和国」の「送達条約」欄に「○」をした。

【国別の送達の嘱託手続】

「アルメニア共和国」及び「モルドバ共和国」が送達条約に加盟したことに伴い、Aルート及びBルートを改訂

2013/2/4

【国別の送達の嘱託手続】

- 1 アラブ首長国連邦の翻訳言語をアラビア語に改訂
- 2 スロベニア共和国が送達条約8条2項の宣言をしたことに伴い、Aルートの根拠及び同ルートの選択基準並びにBルートの選択基準を改訂

2013/1/7

【国別の送達の嘱託手続】

アメリカ合衆国及びドイツ連邦共和国の大使、総領事の管轄区域等を一部改訂

更新状況 (2014年1月1日 ~ 2014年12月31日)

2014/8/7

【国の一覧表】

パラオ共和国を新規に追加し、「領事送達」欄に「○」をした。

【国別の送達の嘱託手続】

パラオ共和国を新規に追加。

アメリカ合衆国, インド, オーストラリア連邦, スイス連邦, スウェーデン王国, セルビア共和国, ボスニア・ヘルツェゴビナの中央当局の名称及び所在地の一部を改訂
ギリシャ共和国について, Bルート of 「IV費用」欄を改訂
インドネシア管轄裁判所送達についてお知らせに掲載

2014/2/28

【国別の送達の嘱託手続】

ブラジル連邦共和国について, Cルート of 「Ⅲ 作成すべき文書等」欄を改訂した。

【事件数】

平成25年までの資料に変更

更新状況

(2015年1月1日 ～ 2015年12月31日)

2015/10/13

【お知らせ】

送達の受託手続について、最高裁民事局長から地裁所長にあてた通知書の記載を変更。

【送達の嘱託】

概説、フローチャート及び記載例を改訂

【証拠調べの嘱託】

概説及び記載例を改訂

【送達の受託】

概説及び記載例を改訂

【証拠調べの受託】

概説及び記載例を改訂

【外交特権等】

概説及び記載例を改訂

【Q&A】

第1総論、第2各論、第3証拠調べ編及び第4外交関係等を改訂

【国別の送達の嘱託手続】

アメリカ合衆国について、大使、総領事の管轄区域を一部改訂

インドネシア共和国、ペルー共和国及びボリビア多民族国について、Cルートの「Ⅲ作成すべき文書等」欄を改訂

カンボジア王国について、Cルートの「Ⅰルートの種類及び根拠」欄を改訂

ノルウェー王国について、「Ⅵ中央当局」欄を改訂

フィリピン共和国について、Cルートの「Ⅳ費用」欄を改訂

2015/4/3

【送達の嘱託】

概説部分のうち「(7)郵便による直送」を改訂

2015/3/11

【国の一覧表】

ルワンダ共和国を新規に追加した。

【国別の送達の嘱託手続】

ルワンダ共和国を新規に追加。

アルメニア共和国、ギリシャ共和国、大韓民国、中華人民共和国(香港)、ポーランド共和国の中央当局の名称及び所在地の一部を改訂

キプロス共和国について、Bルート of 「Ⅳ費用」欄を改訂

モンゴル国について、Cルート of 「Ⅴ期間」欄を改訂

アメリカ合衆国について、大使、総領事の管轄区域を一部改訂

フィリピン共和国について、送達の嘱託における注意事項を国別表欄外に明記

カナダについて、中央当局送達の費用が現在100カナダドルであることを明記

【記載例】在ブラジル日本国大使館の翻訳料振込口座の変更に伴い、「送達の嘱託」の「記載例」中、Ⅵ-3の「翻訳料についての通知書」を変更

【事件数】事件数を訂正及び更新

更新状況 (2016年1月1日 ~)